

外国人留学生等受入れに関する調査について

昭和 42 年 9 月 22 日

国立大学協会第 5 常置委員会

外国人留学生等受入れに関する調査について

A 調査事項

1. 留学生制度全般について

現在におけるわが国の留学生制度に関する問題点とその改善策（意見及び希望等）

2. 各大学における学部及び大学院研究科留学生について

(1) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れに伴う問題点とその改善策（意見及び希望等）

(2) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れ可能数

(3) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れ可能数（(2)の数）をさらに増加しうる場合

(イ) 現状での受入れ可能数をさらに増加しうる数

(ロ) 現状での受入れ可能数をさらに(イ)のように増加するためには、どのような措置が必要か（教官、事務職員、教育補導経費、宿舎、施設・設備等）

なお、照会先は各国立大学、調査の対象学生は文部省奨学生（国費留学生）、私費留学生、沖縄学生等である。

B 調査時期 昭和41年12月1日現在

C 回答数 68大学

D 整理の方法

調査事項2の(2)以下の受入れ可能数については、若干名等の記載が多く、

全体としての集計が不可能であり、また、2の(3)の(2)については、それぞれの事情に応じての個別的記載が多いので、ここでは1および2の(1)について簡単に整理することとした。なお、この1および2の(1)の記載については、それぞれ共通し、また重複するものがあるので、一括して整理することとした。また、これらは、自由記入の方式をとつたため、いろいろな問題点について各種の意見が寄せられている。いま、この中に現われたおもな問題点を整理してみると次のようになる。

(注) 右端の数字は、意見を寄せられた大学数である。大学数については、回答が大学によつて1大学としてまとまつているものもあり、また、1大学内の各部局別個の形で寄せられているものもある。どちらの場合でも1大学として数えた。

1. 予算、施設・設備等の充実	74
(1) 学生経費・厚生補導費・特別指導費等	(42)
(2) 施設・設備等	(32)
2. 日本語教育の改善・充実	59
(1) 日本語教育の強化	64
(2) 現地における日本語教育の充実	(52)
3. 大学への人員の措置	55
(1) 留学生担当教官の設置	(26)
(2) 留学生担当官の設置	(27)
(3) 女子留学生のための担当官(女性)の設置	(2)
4. 宿舎の設備	42
(1) 宿舎の整備・充実	(38)
(2) 留学生会館	(4)
5. 選考の厳正・優秀学生の採用	28
6. 日本語の学力と基礎学力の充実	20
7. 給与等の増額	16
8. 私費留学生対策の強化	16

9. 大学での自主的選考	9	1. 予算、施設・設備等の充実	74
10. 日本の教育制度、内容の P R	8	(1) 学生経費・厚生補導費・特別指導費等	(42)
11. 指定大学制度、留学生大学の設置	8	(注) この項目中には厚生補導費、日本語の補講費等文部省において一部既に実施中のものあり。	
12. 国費留学生の増員	6	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 教育(厚生)補導費の増額。 (10) <input type="radio"/> 研究指導費の充実。 (1) <input type="radio"/> 指導費を計上し、特殊な教育を行なう必要がある。 (1) <input type="radio"/> 定員外研究費・教育費の配分が必要。 (1) <input type="radio"/> 教材費、講師手当、教官の指導旅費等の増額。 (1) <input type="radio"/> 非常勤講師手当は、謝金として組み替えが適当。 (1) <input type="radio"/> 謝金の増額。 (1) <input type="radio"/> 指導教官に対する予算的裏付け。 (1) <input type="radio"/> 補講の経費の予算化。 (1) <input type="radio"/> 日本語教育のための講師手当の予算的裏付け。 (1) <input type="radio"/> 研究旅費、見学旅費の増額。 (5) <input type="radio"/> 学生経費の増額。 (2) <input type="radio"/> 大学院学生の教育に必要な経費は年間30万円を要する。留学生についてもこれに相当する経費の予算化が必要。 (1) <input type="radio"/> 受入れ講座に対して学生経費として月額1万円程度の予算を配分されたい。 (1) <input type="radio"/> 留学生教育に対する予算・経費の計上・増額。 (8) <input type="radio"/> 財政的措置を伴う外国人学生の特別わくを設ける。 (-1) <input type="radio"/> 一般学生と同様の予算的裏付けを希望する。 (1) <input type="radio"/> 教官、事務職員の定員等を十分にして、日本人に劣らぬ学力をつけるよう努力すべきである。 (-1) 	
13. tutor その他助言制度	6		
14. 留学期間の延長(修士課程、博士課程)	5		
15. 研究留学生に重点	4		
16. 大学では専門課程のみ	3		
17. その他(のちに例示する)	21		
(別記) 沖縄留学生	23		

以上17項目のうち、回答数の多い上位13項目について略記することとするが、同じような意見については、代表的な意見を一つ掲げ、その後に大学数をあげるにとどめた。整理のつごう上、表記については若干手を入れてあることをおことわりしておく。

- 一般学生とは別に大幅の留学生教育費を大学予算に計上すること。
(1)
- 定員外で留学生を入学せしめる場合は予算的措置を考慮されたい。
(1)
- 定員化する場合、その数に見合う教官数、経費等の基本的なものを考慮したい。
(1)

(2) 施設・設備等 (32)

- 施設・設備等の改善・充実を望む。
(19)
- 施設・設備の基準を明確化し、充実策をたてる。
(1)
- 教育施設・厚生施設・補導関係諸施設の充実。
(2)
- 増募に見合う設備費(特に実験関係)の予算化。
(1)
- 研究施設の充実。
(1)
- 留学生に関する初年度設備費の予算の増額。
(1)
- 留学生談話室の予算的裏付けが必要。
(1)
- 語学教育施設が必要。
(1)
- 定員外となるので、機械の不足に困る。
(1)
- 図書の充実。
(1)
- 地方の大学に対し、宿舎、施設・設備および人的要素を含めた一定基準を設け、これに基づいて受け入れ体制を整備すること。
(1)
- 生活費以外に教科書、参考書等の購入能力があること。
(1)
- 特に理数系学生には、書籍購入費および実験費等を設けてほしい。
(1)

2. 日本語教育の改善・充実

(1) 日本語教育の強化 (50)

- 日本語教育の改善・充実・強化を希望する。
(24)
 - 日本語の理解力・会話力を十分につけてほしい。
(10)
 - 日本語の能力として一般に読解力が不足している。
(1)
 - 日本語の学術文献が読解できる語学力の養成が必要。
(2)
 - 講義がノートできるような学生を入学させたい。
(2)
 - 日本語についてテストを行ない、一定のレベルに達したものに専門教育を受けさせる。
(3)
 - 講義内容を理解するためには、日常生活用語以上の高い水準の国語力が必要である。適時専門課程の講義などを聴講させるなどして、日本語習得に対する自発的意欲を高揚させる。
(1)
 - 文科系学生の場合、日本語による講義を理解しうることが必要であるが、日本語の習熟には困難な条件が多いので、日本語教育の方法と施設に十分に力を入れるべきである。
(1)
 - 日本語教育期間を延長する。
(6)
- 2) 現地における日本語教育の充実 (12)
- 留学前ないしは日本到着後短期集中教育を行ない、効果をあげる。
(2)
 - 日本語の語学力を統一した基準にしたがつて認定することが望ましい。可能なら各国1カ所ずつセンターを設け、日本語の統一試験を行なうべきであろう。
(1)
 - 外国に日本語センターを設ける。
(1)
 - 現地で日本語について試験し、適格者のみを選抜する。
(1)
 - 来日してから直ちに専門の課程に進みうるような体制を確立する。
(1)
 - 母国で日本語を予備学習させ、留学生部で仕上げ、その専門課程の講

- 義を諮詢する機会を与え、日本語学習の意欲を高める。 (1)
- 現地における日本語教育の充実の積極的推進。 (1)
- 日本の政府は、日本語の教育機関を特に東南アジア主要都市に設置し
そこに日本語教師を大量に派遣して、日本語講習会等の開催を促進する
などの具体策を講じ、1~2年間マスターさせて、留学生を選考、さら
に留学生課程で1年間の日本語と2年間の基礎教育を行ない、各大学の
2年次へ入学させる。 (1)

3. 大学への人員の措置 55

- (1) 留学生担当教官の設置 (26)
 - 指導教官を置くこと、および増員。 (15)
 - 留学生5~10名について1名の専任教官を置くこと。 (1)
 - 教官(講師)の定員を認めるべきである。 (1)
 - 留学生担当教官の設置。 (2)
 - 学力補充のための教官の必要。 (1)
 - 現行学生募集における際の一般教育担当教官(増募20名につき1名)
の増員を上回る増員(学生10名につき1.5名)を要望。 (1)
 - 専任の補導担当教官の増員。 (2)
 - 補導教官制度の確立。 (1)
 - 留学生的補導、特に生活の補導にあたる専任教官(各大学1名程度)の配置。 (1)

(注) p.6 の(1)の最後のものもこれに加える。 (1)

- (2) 留学生担当官の設置 (27)
 - 教職員の増員。 (3)
 - 学生に見合った教職員に対する予算措置。 (2)

- 生活に対するカウンセリングのための教職員の必要。 (1)

- 留学生を世話する職員を特別に置く必要があり、その組織の確立。 (6)

- 事務職員を置くこと、およびその増員。 (12)

- 事務部および研究補助者の充実。 (1)

- 生活上の指導と学習のための専任者を置くか、現在それを担当している職員に対する物的補助の必要。 (1)

- 補導・指導を兼ねた教官、および事務職員(専任者)を要し、かれらの語学教育についての専任が必要。 (1)

(3) 女子留学生のための担当官(女性)の設置 (2)

- 女子学生に対しては、女子カウンセラーが必要。 (1)

- 女子留学生の場合には、女性アドバイザーが望ましい。 (1)

4. 宿舎の設備 42

(1) 宿舎の整備・充実 (38)

- 宿舎の整備・充実。 (32)

- 特に芸術に関する分野について、自宅研修可能な宿舎が必要である。 (1)

- 留学生一般に対する厚生補導施設として、女子寮等を設けるよう望む。 (1)

- 日本人学生と生活する寮。 (4)

(2) 留学生会館 (4)

- 留学生会館の建設が必要。 (3)

- 日本国際教育協会を拡充強化し、留学生会館を地方の主要都市にも設

置する。

(1)

5. 選考の厳正・優秀学生の採用

28

- 選考または採用基準をきびしくして、優秀な留学生を採用すべきである。
(5)
- 選考を適切厳重にして、学習にたえる質のよい者を選ぶこと。
(14)
- 学力検定を厳重にすべきである。
(7)
- 国家機関で統一した、しかも厳格な試験を行なう。

(方法としては、各国の日本大使館と各国の文部省的機関で試験を行ない、合格者だけを入国させる。)

(そして、合格した者を日本において一定期間日本語の読解力及び専門基礎知識を教育した後、受け入れ側に推薦して選考せしめることが望ましい。)
(1)

- アジア地域の学生については、その修了した母国の大学の教育程度に問題がある。できる限り教育程度の高い大学を卒業した者を受け入れるべきである。
(1)

6. 日本語の学力と基礎学力の充実

20

- 基礎学力の充実・向上が必要。
(6)
- 日本語の学習を十分行なつたうえ、数学・物理・化学等の自然科学の学力を充実すべきである。
(7)
- 現在の外国人学生は日本語の能力が不十分であり、また基礎学力の不足している者が多いため、したがつて、各大学で受け入れる前に、日本語教

育と基礎学力を養成する機関を強化整備する必要がある。(現在、一二の大学に留学生部(課程)が設けられているが、さらにこれを拡充することが望ましい。)

(1)

- 日本語以外にも英語および専門科目の基礎知識を身につけてくること。
(2)

- 一般に学力が劣る。
(3)

- 日本人学生との学力の差異。
日本の学校と歩調が合わないから、万一学力不足があれば、その科目だけ勉強させる学校を作る。
(1)

7. 給与等の増額

16

- 国費留学生の奨学金(給与)を増額すべきである。
(9)
- 国費留学生の給費は、月額3万6000円(100ドル)程度に増額することが必要。
(1)
- 文部省奨学金留学生の給与は約20%増を必要とする。
(1)
- 国費留学生に対して、図書購入費を支給する。
(2)
- 来日、帰国の際、羽田一大学間の国内旅費、引越料(旅費を含む)を支給されたい。
(1)
- 在学中の書籍費、一時帰国旅費(学部留学生の場合)および帰国際の荷物運搬費などの配慮を望む。
(1)
- 文部省奨学金留学生に対する寝具貸与の費用は、寒冷地である東北以北については増額が必要。
(1)

8. 私費留学生対策の強化。	16	○ 日本語教育機関の設置・拡充。	(2)
○ 私費留学生の予算化。	(8)		
○ 私費留学生の奨学金。	(2)		
○ 文部省から推薦される私費外国人留学生(定員外)の学生経費の計上。	(1)		
○ 私費留学生が多く、しかも経済的困窮者が多いので、国費奨学金の増加、増額を希望する。	(1)		
○ 私費留学生の医療保障。	(4)		
9. 大学での自主的選考	9		
○ 大学での自主的選考。	(6)		
○ 正規の入学試験実施。	(3)		
10. 日本の教育制度・内容の P.R.	8		
11. 指定大学制・留学生大学の設置。	8		
○ 指定大学制。	(4)		
○ 留学生大学の設置。	(4)		
12. 国費留学生の増員	6		
○ 国費留学生の増員。	(4)		
13. tutor その他助言制度	6		
○ tutor 制の制度的経費面の措置を望む。	(4)		
○ アドバイザーの確立。	(1)		
○ 世話助言制度の確立。	(1)		
14. 留学期間の延長(修士・博士課程)	5		
15. 研究留学生に重点	4		
16. 大学では専門課程のみ	3		
17. その 他	21		
(例示) 留学生世話機関の設置。交換研究員制度の設置。入学時期の調整。言語問題の障害除去。留学生の健康管理。勉学期間中打切るな。医療費の引下げ。大学院生採用見合わせ。外国大学との単位相互認定。等			

(別記)

沖縄学生

23

- 学力が低い。 (9)
- 選抜方法等検討を要する。 (.5)
- 他の外国人留学生とは別個に取扱つてよい。 (.4)
- その他奨学金の増額等。 (.5)